補助金調書

補助金名	伝統文化による国際文化交流振興事業補助金 ／ 担当課（連絡先）：経済観光文化局文化振興部 文化施設課（TEL733-5113）
交 付 先	団体 ／ 日本の伝統文化を留学生等に教授している団体 ／ 区分：その他の補助金
交付先決定方法	公募 ／ （公募の場合）公募時期：平成30年3月1日～15日
（公募の場合） 応募要件	○営利を目的としないこと ○補助対象者の役員が，暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと ○市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと ○本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有すること
（非公募の場合） 非公募の理由	
補助開始年度	平成29 年度 ／ 経過年数 2 年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的 日本の伝統文化の体験を通して国際交流の促進を図り，もって文化芸術を活かしたまちづくりを推進することを目的とする。 対象事業 本市内に本部のある大学及び大学院に在籍する留学生並びに，在留資格を有する外国人に日本の伝統的な舞台芸術の知識・技能を無償で教授し，その成果を本市内で年１回以上公演することにより，文化芸術の振興を促進し，日本の伝統文化の発展及び市民文化の振興並びに国際文化の交流に寄与すると認められる事業及び目的を達成するために必要な事業
補助金の終期	平成32 年度 ／ 延長回数 回
終期を延長する 理由	
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率 ／ 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費 ○印刷及び広報宣伝に係る経費 印刷消耗品費，通信費及び委託料 ○会場設営に係る経費 会場借り上げ料，設備使用料及び委託料 ○事業運営に係る経費 人件費，諸謝金，印刷消耗品費，委託料，借損料，旅費，通信費及び諸経費 算定方法 補助金の額については，事業費のうち補助対象経費に10分の1を乗じて得た額を上限とし，予算の範囲内で交付
（間接補助の場合） 間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】
前年度補助事業の主な実施概要	
補助金交付による効果	市内在住の留学生や外国人に日本舞踊の指導を行うとともに、その成果を披露する発表会を実施することにより、日本の伝統文化を通した国際文化交流及び福岡市の地域文化の振興に寄与している。

交付状況等【上段：交付件数】【下段：決算】（※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
交付件数	件	1 件	件	件
決算	400 千円	400 千円	千円	千円

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。